

「第三四一回議會」平成二十五年六月二十四日 本會議一般質問

【質問要旨】

・村井知事の政治手法について

(一般質問) 畠山和純

あの大津波によって、特に沿岸漁村集落は壊滅的な被害に遭いました。公の救助活動が大幅におくられる中、それぞれ地域の住民は助け合い、励まし合って、自分たちの力でしっかりと生き抜いてまいりました。私たちは、お互いが信頼し合う人々のきずながいかに大切かを、大津波から学んだのであります。その力強いきずかなど信頼を培ってきたのが、海と一体となって海との長い共生の歴史を刻んできた漁村集落の生活であります。余りにも激しい津波の傷跡に、ともすれば絶望的になってしまふ私の後ろ向きな気持ちは、ともに生きてきた地域の人のちのきずなに触れることによって、あすへ向かって前進する前向きなものに変わっていきましました。私は、ふるさとの避難所で肩を寄せ合う住民の姿に、この地域の団結があれば、みんなで力を合わせれば、再生・復活は必ず実現できると確信したのであります。このきずなを決して壊してはいけない、失ってはいけないと、そのとき固く決意したのであります。

あれから二年三カ月が過ぎました。復興は間違ひなく進んでいるのに、最近では、被災地へ行くたびに、浜へ行くたびに、寂然としない、憂うつな気持ちになってしまひます。震災間もなく突然発表された水産特区が、関係者の反対を置き去りにして実現しようとしております。知事のやり方は余りにも強引ではないかという声が、沿岸部では圧倒的です。最近、桃浦の近在のカキ養殖の漁民の方の話を聞くことができました。地域が分断されてしまったと憮然としておりました。これまで、漁も日常生活も一体となって暮らしてきた浜の住民の信頼関係が既に損なわれているのです。県内の沿岸漁民の間には、行政に対する修復しがたい不信と不満が芽生えています。何より、被災地の再生にとって最も大切なかけがえのない人々のきずなが、あろうことか、知事によって、行政によって断ち切られてしまひているのであります。被災地の平穏な生活を早く取り戻したい、あの豊かな海に一日も早く戻してあげたいと願ってきた私にとっては、到底容認できない現状なのであります。

海岸防潮堤の高さは絶対変えませんが、やはり漁村集落に暮らす住民にとって納得できない

状況となっております。ここでも人々のきずなが壊れようとしております。巨大堤防で閉鎖的になる生活空間をもっと人間らしく生きるための生活空間にしたいという、そこに暮らす人たちの切実な願い、地域住民の意思がなぜ反映されないのか、理解できません。一寸たりとも変えないという知事のかたくなな姿勢が、多様性のあるまちづくりを拒んでおります。果たしてこれでいいのか。本日的一般質問は、地域のきずなを分断し、主権者である地域住民の意思を尊重しない、村井知事の手法を問うものであります。まずは、地域の分断、きずなの分断について知事の現状への認識を伺います。

震災発生からしばらくして、仮設住宅、漁港の復旧、漁船の手配など復旧事業は、どうも隣県岩手県の方が進捗が早いということがわかり、県執行部に組織の見直しや意識改革などを提案してまいりました。村井知事は、被災の状況が宮城県の方がはるかに大きいのが原因と全く取り合ってくれませんでした。

去る三月十一日、みず書房から一冊の本が出版されました。著者は、東京海洋大学准教授、濱田武士先生です。書名が「漁業と震災」です。水産特区を提案した背景、宮城県の行政手法、水産復興への基本的な取り組みの岩手県との違い、その提案が復旧事業に与えた影響などがこの本によってかなり明らかになりました。先生の専門は、漁業経営学、地域経済論、協同組合論です。先生は、震災前から、福島や宮城、岩手県など、全国の漁村や漁業全般の研究を続けてこられ、震災の後には、主に被災県の被害や復興状況の調査を行い、その調査結果を取りまとめたのが本書であります。本日は、主にこの濱田先生の統計調査、考察等を参考にしながら質問を行っていきます。

まずは、復興事業の基本理念や目標、計画などを定める委員会などの検証から始めます。宮城県復興会議は、五月二日に第一回の会議が開催されています。メンバーは十二名、井上東北大学学長、今村東北大学教授だけが宮城県ゆかりの委員で、残りはすべて県外の著名な方々であります。被災現場からは一人も参加していません。会議開催は四回、うち二回は県庁、二回は何と東京で開催されております。同じような組織の岩手県東日本震災津波復興委員会は、委員十七名全員が岩手県在住です。各農協、漁協組合長、商工会議所など産業界、医師会会長や教育関係、自治体や大学各界各層の代表が委員に就任、オール岩手の布陣でありました。二十三年度の会議は七回、もちろんすべて岩手県で開催されております。その他に企画や技術など各専門委員会が設置され、それぞれの防災学の首藤先生や各分野の第一人者、研究者が委員として組織され、適宜対応してきたようであり、オプザーバーとして国交省や農水省、地方整備局の国のメンバーが参加、県議会からも数名参加してあります。

す。国の機関も組織に組み込んだ、まさに国、県、市町村、議会、各界一体となって復旧・復興に取り組んできたのであります。宮城県にはなかった組織であります。その年の五月には、既に漁港の応急復旧について水産庁との協議が始まり、緊急復旧事業として事業化が決定。宮城県が漁協の集約をどうか紛糾していた九月には、既に一港の岸壁の復旧が終了。十二月、一月と、逐次工事が進みました。宮城県では仮設も物揚げ場もまだ十分できていなかったころのことでもあります。決して被害の規模ではなく、現状の状況の把握と、その対応が迅速にできる組織と一体感を持って復興に取り組む姿勢、意識があって初めて可能だったのであります。知事は、どう思いますか。

濱田先生は、復興の当事者、現場で対応した岩手県の体制を現場の理論と言い、現場の人は一切関与しない、いわばシンクタンクの代表者などで対応してきた宮城県のそれは机上の理論と表現いたしました。地域の歴史や文化、地域の生きざまに関心を持たない村井知事の本質がこんなところからもうかがい知ることができます。いかがでありますか。

岩手県では、特に壊滅的な被害の沿岸の漁業復興は、各地の漁業協同組合が事業主体となって始まりました。共同施設として、沿岸漁業再生に不可欠の漁船の取得に向けての活動が開始された五月、そのころ、国の復興会議で、村井知事は、関係者との協議もなく、水産業再生の切り札として復興特区を突然提案いたしました。会議では当初、学識経験者の抵抗などがあり、文言は盛り込まれなかったようではありますが、報道によれば、知事はそのことに猛反発、六月十日の記者会見で、自分の提案を受けなければ知事は委員をやめると、まるでだだをこねるように強行突破し、最終報告にはその提案が盛り込まれたようでありました。もちろん、宮城県も沿岸の復旧漁業の主な事業主体は漁業協同組合になります。しかし、宮城県漁協は各地の支所のほとんどが壊滅状態になりました。信用状況が悪化した県漁協は、職員削減の中で多様な災害対応を余儀なくされて、対応に苦慮しておりました。その苦境のさなかに多くの漁民が被災し、沿岸域が最も苦しいときに村井知事が打ち出した方針が、漁協から漁業権を剥奪すると言われた水産特区構想であります。まさに驚天動地、何の情報もない漁協、漁民は激しく抵抗いたしました。一丸となって震災復興に取り組まなくてはならないはずの漁は、知事の政治判断で大混乱に陥りました。苦しい体制への行政の支援もなく、対応する組織もなく、むしろ対立構造の中で復旧事業がスムーズに進むわけがありません。知事がその原因をつくったのであります。復興事業に大きな支障を来した水産特区申請など、復興事業の主体となる漁協との関連など、知事は、どう考えますか。組織の違いとそ

の評価についてはいかがでしょうか。

漁船を復旧するための支援制度は、岩手県のある漁協の共同漁船利用のシステムがモデルケースとなり、県漁業者の負担が三分の一の国の補助事業になりました。岩手県は、漁業者の負担を軽減するために、市町村と歩調を合わせて更に補助の上乗せを行い、漁業者の負担を九分の一まで軽減いたしました。負担を軽減することによって、漁業者の復帰を促したのであります。大きな成果があり、震災一年後の二十四年三月には、制度を活用して復旧した漁船数は二千四百六十六隻になりました。ちなみに、宮城県は、同じ時期、わずか五百二十四隻が復旧したにすぎません。これは一例であります。被災した漁民をいかにして水産業に復帰させることができるかという支援策にもこうした格差がありました。補助格差についてはどう思われますか。

水産業振興にとって最も重要なことは、後継者対策であります。先ごろ、島根県に水産業の振興や離島振興などの調査に行っていました。新規自営業者育成事業など多様な後継者対策に驚きました。同じ被災県の岩手県もやはり、本年度五、六件の県独自の後継者対策が予算化されておりました。信じがたいことでありますけれども、宮城県はゼロの現状であります。宮城県の水産業の振興策として特区しかないのか。それとも、水産特区対応で職員がかかりつきりなため、ほかの事業は考えられなかったのでしょうか。いかがでしょうか。

知事が先頭に立って被災地に混乱を引き起こし、復興のための一体感を持った体制整備ができませんでした。その結果、復興事業のみならず、水産宮城にとって重要な諸課題への対応も十分できなかったのであります。再生は心一つにの言葉がむなしく聞こえます。なぜ、みんな力を合わせて復興に取り組まないのでしょうか。なぜ、知事が先頭に立って被災地に対立をもたらすのでしょうか、伺います。

区画漁業権がダブルスタンダードで管理される水産特区の導入は、漁業と地域社会が一体となって取り組んできた日本の漁村集落の歴史的な文化、地域のコミュニティの秩序を破壊します。民間資本の導入によるさまざまに取り組みは、既に全国で始まっております。島根県では、JFしまねと全国大手スーパーが流通改革に取り組み、漁船からの一船買いなどの直接買い取りを始めていました。地域社会、漁業者、民間資本、行政が一体となった極めて画期的な試みであります。生産者価格を一から二割アップさせ、今まで市場に上場されなかった小魚等も新製品として加工販売します。販売網は全国展開、スーパーは鮮魚売り場の高品質化、高鮮度化を図り、水産物の需要喚起を図り、魚食文化の普及持続を図りながら、持続可能な漁業スタイルを提案しております。三重県、山形県でもこうした取り組みが始まりました。もちろん、漁業権の取得は考えておりません。漁業界と地域

の秩序を守り、漁村集落の安定した生活を持続させながら、改革に挑戦をしているのであります。主役は漁民であり、漁協であり、地域コミュニティであります。桃浦の民間会社も、特区でなくとも既に生産が開始され、大手スーパーとの連携による販路も確保されているようであります。今や特区導入の理由は存在しないと考えます。去る六月二日、この本の書評が読売新聞に掲載されました。筆者は、福島大学特任研究員、社会学者の開沼博先生であります。

震災という危機にあつてまずなされるべきは、復興とは具体的に何を指し、何がおくれて何が進んでいるのか、淡々と見定めることなのにもかかわらず、とにかく改革を進めようという勇ましい題目が唱え続けられている。本書は、漁業を切り口にしたその地道な作業、日本の漁業が置かれてきた歴史背景、漁港・漁村がそこに生きる人々に果たす役割、各地域ごとの復興政策の内実、多様な議論が明快な論理、緻密データとともに体系立て整理されている。とりわけ、漁協が持つ役割や意義を論じつつ暴かれる惨事便乗型改革論の浅薄さには蒙を開かれる。私のような漁業素人の中には、震災後、漁協の利権、弊害と叫びながら、なされる漁業自由化、漁港集約化等の改革論議に目新しさを感じ魅了されたものも少なくはなかったはずだ。だが、筆者は、震災後、急に漁業を語るようになったメディアや識者がなすそんな振興策を都市の人間が自然との関係を粘り強く築いてきた漁村を見おろした議論だと切り捨てる。それはまさに漁村や漁民の持つきずなのあり方や意義を見過ごしたからだ。筆者は、単純化、効率化すれば万事がよくなるというような議論の横行を認識の危機と呼ぶ。あらゆる危機に関する議論の前にこの認識の危機の自覚こそが必要だ。

ほぼ原文に沿って紹介をいたしました。濱田先生の本、この書評を読んで、私の釈然としない思いは晴れました。私たちの暮らす海との共生の生活をしっかりと理解してもらったからであります。そのことに胸が熱くなりました。この気持ちを果たして知事に理解してもらえるのだろうか。きょうは震える思いで、この壇上に立っております。

民間資本の導入による事業再生を目指しながら、加工場の建設費など、かつてない多額の県単補助金が投ぜられた県内たった一つの民間会社に、知事肝いりで県行政がかかりっきりで特区導入を図ってまいりました。海況が変化したときの安全のため、本来真っすぐな航路も曲げられてしまいました。無理が通れば道理が引込む。この上特別な漁業権を一民間会社に与えることは、利益供与にはならないでしょうか。

浜の争いを避けたい。安全安心な操業体制を確立したい。漁村の平和な日常を取り戻したい。長い時代を越え

て培われてきた浜の秩序を守りたい。きずなを大切にしたい。この際、水産特区を撤回して、地域、漁民、漁協、民間資本、消費者、行政が一体となって、新しい漁業のあり方、民間資本活用の新しい流通の改善、販路の拡張、協業化や大規模区画での効率的な操業体制の確立を目指しませんか。書評に対する御意見もあわせてお答えください。

岩手県と宮城県の復旧・復興への取り組みの違いで顕著なのは、岩手県は被災の現場主義、宮城は机上の理論で理想を追求する。片方は、地域の声、被災地の声をまず受けとめて対策を考える。片や宮城は、物事を決めてから住民に説明をする、上から目線の押しつけだ。基本的なものは何も変わらない。地方自治の実践と住民の意思を尊重できない、いわば独善主義がまかり通っております。

そういえば、二十三年二月議会の地域住民の意思を尊重されたいという私の質問に対する答弁は、まさに独善的な姿勢、手法を証明していると思います。皆さんの意見がいろいろあるのは承知しておりますけれど、一つ一つの意見を聞いて右往左往していると、復旧が全く進まないと言明、住民の意見は聞かない意向を示しました。地域のことは、地域で決めると常々表明しているが、これは一体どういうことなのでありましようか。

海岸法では、堤防について国は設計高を示しているが、その高さなどについては景観、歴史、環境、文化、観光への影響、漁業への影響などを考慮して総合的に判断して決めることと私は理解をしております。知事は、示された計画高を堤防の高さとして決定、決して変えないと頑張っております。これでは、多様性に富んだまちづくりなどできるはずがありません。そこに百年も二百年も代々暮らし、これからも住み続けることを決意した地域住民の考えが全く反映されないということはおかしい。地域のことは地域で決める地方自治の確立した社会を目指すと言っているが、これではまるで地域のことは知事が決めることになってしまわないでししようか。

知事が死守しようとしている堤防の高さの根拠になっている津波シミュレーションにしても、七年も前の二〇〇六年の東日本大震災以前の数値に基づいて算出されております。今回の地震で、太平洋の海底は大きく変わっただけではありません。リスク評価がないまま、以前のデータで決定されたシミュレーション値の信頼性に疑問があります。いかががでししようか。

気象庁のデータでは、高さを決める要因でもある、いわゆる宮城県沖地震の震源地については現在不明で予測不能の状況になっておりました。あらわれた数値はもし以前のままならばという前提つきなので、絶対変えないと主張できるほどの信頼性のあるものではありませんと考えますが、いかががでししようか。

また、私たちの地域は幾つかの漁港が適当なユニットでくくられ、各港のシミュレーション値はそれぞれ違うのに、同じ堤防高で全部統一されてしまっており、極めて皆さんに堤防高を決めているのであります。いいかげんな決め方で知事を変えないという根拠は希薄だと考えますが、どうでしょうか。せめて、新しい知見で条件の違う各港のシミュレーションを行い、その結果をもとに住民との協議を経て高さを決めることが、民主主義の地方自治のルールだと思いますが、いかがでしょうか。

世界的な津波研究の第一人者の首藤先生は、津波シミュレーションについて、判断基準の数値であり、異論があれば住民の判断で決めるのは妥当と御指導いただいた。首藤先生の意見を尊重して高さを変えることはできないのか。新聞で報道された鮪立も小鯖港の住民も堤防の必要性は認識をしております。ある程度の調整があれば、住民の合意を得られると思います。首藤先生は、また、津波防災で重要なことは、津波の怖さを風化させないことだと断言されました。目の前が見えなくなる堤防より、ある程度高さを抑えて常に津波を意識した方が防災上大切なことだとおっしゃいました。科学的な知見も、住民の意思も、知事がかたくなに頑張る考えに否定的で十分な根拠が存在します。

震災時、仲よく暮らした避難所であった集会所では、何回も果てしのない話し合いが続き、時には激しい言い争いが起きております。知事のかたくなな政治手法で、ここでも地域社会のきずなの分断が危惧されております。何でこうなってしまうのか。被災地の心を揺り動かすのはもう勘弁していただきたいと思えます。住民意思の尊重で高さを変えるための協議を了解すべきであります。知事の英断を求めます。

去る六月九日、岩沼市で開催されたいのちを守る森の防潮堤、千年希望の丘の植樹祭に出席しました。四千人を超す全国からの市民と一緒に植樹を行いました。炎天下の作業でしたが、参加者の表情はだれもが希望と喜びの笑顔であふれておりました。命を守るために、一本の木を植えることがこんなにも感動するのかと驚きました。人間の英知の結集ですとごあいさつされた宮脇先生がとても魅力的でありました。知事の無関心を物ともせず、この事業の実現に情熱を傾けてきた相沢先生のごあいさつも若々しくて、とてもすばらしかった。少し長かったですけれども。知事が推奨する巨大堤防が完成したとき、果して何人の人が喜びの声を上げるのでしょうか。そこはきつとあきらめと怨嗟の声で満ちあふれた嘆きの壁になることでしょうか。公共事業のありようを考えさせられた一日でありました。余り注目されておりませんが、海岸堤防に合わせて宮城県管理の河川にも巨大堤防の計画があります。高さが七から十一メートル、総延長およそ十四キロ、総工費およそ四百億で計画をされてい

ます。すべてコンクリートむき出しのバック堤になります。まだ計画が決定していない海岸防潮堤も一緒に森の防潮堤と組み合わせるなど、自然環境、景観に配慮した堤防建設ができないのか、提案して、壇上からの質問を終わります。御清聴ありがとうございます。

(答弁) 村井嘉浩知事

畠山和純議員の一般質問にお答えをいたします。大綱一点ございました。

私の政治手法のうち、水産特区など水産業の復旧と振興策についての御質問にお答えをいたします。

初めに、地域の分断、きずなの分断などの現状の認識についてのお尋ねにお答えをいたします。

水産業復興特区の導入や防潮堤の整備に関して、これまで平穏な生活を送られてきた沿岸漁民や住民の方々の間にさまざまな意見の対立やあつれきが生じているとすれば、遺憾であり、大変残念であります。私は、住民の意向をきめ細かく吸い上げ、それを行政運営に反映させていくことが重要であると認識しており、これまでもその姿勢で県政の運営に臨んでまいりました。水産業復興特区についても、宮城県漁業協同組合や桃浦地区と隣接する各法の関係漁業者に対して、私自身も現地に出向き、特区に関する説明や意見交換を実施し、懸念解消や理解促進に努めてまいりました。残念ながら県漁協は一貫して反対の姿勢でありましたが、東日本大震災特別区域法で認められた制度を活用した復興を桃浦地区の漁民が望んでおり、漁業の維持発展と地域の活性化が図られることから、最終的に私の判断で特区申請をしたものであります。

なお、特区適用漁場はこれまで桃浦地区の漁民がカキ養殖を営んできた漁場であることから、周辺の各地区のカキ養殖も含めた漁業の継続に影響を及ぼすことはなく、新たな漁場紛争などが生じることはないと考えております。

また、防潮堤につきましては、未曾有の大震災の経験から、二度とこのような悲惨な状況を繰り返してはならないとの強い思いで、人命や住民財産の保護を確実にを行うことが行政の責任であるとの認識から必要な高さを計画したものであり、今後とも御理解が得られるよう引き続き丁寧に説明をしてまいります。

次に、岩手県では復興会議の委員構成等が宮城県と違ったことが早期復旧を可能にしたと思うがどうかとの御質問にお答えをいたします。

今回の震災は、沿岸部を中心に我が県に壊滅的な被害をもたらしたことから、将来を見据えた復興を目指さな

ければならないとの意を強くし、復旧にとどまらない抜本的な再構築を基本理念の一つとする復興計画を策定し、復旧・復興を進めることとしたものであります。その観点から、宮城県震災復興会議の委員構成や開催方法を考えたことにより、岩手県の会議の委員構成等との違いにつながっているものと考えております。

両県の復旧の進捗については、さまざまな条件や環境が違いため、分野や項目ごとに異なり、一様な状況にはありませんが、我が県において復旧におくれが見られた分野については、全国で発生した被害の約六割が宮城県に集中していたことが大きく影響したものと考えております。

次に、宮城県の体制を机上の空論とする指摘についての御質問にお答えをいたします。

復興計画の策定については、宮城県震災復興会議において大所高所から御提言をいただいたことに加え、現場の実態を踏まえるため、富県宮城推進会議や宮城県産業振興審議会で、水産業を初めとした地元の関係者の意見を伺うとともに、パブリックコメントや県民説明会を行い、現場や地域の声をじかに聞きながら進めたものであります。復興計画は、水産業の現場が目の前で抱えている深刻な課題とともに、担い手の急速な高齢化や減少など、これからの水産業が避けることができない構造的な課題の解決に向けた取り組みであり、決して机上の空論ではないものと認識をしております。

次に、水産特区提案による混乱と復興事業への支障に関する御質問にお答えいたします。

水産業復興特区については、平成二十三年五月に復興構想会議において提案し、それ以降、節目ごとに説明する機会を設け理解が得られるよう努めてまいりましたが、残念ながら県漁協は一貫して反対の姿勢であります。一方、沿岸漁業の復旧・復興については、これまでも県漁協との密接な連携のもと取り組んでまいりました。平成二十三年九月には、各種支援策についての情報の共有と共通認識のもとに一丸となって復興に取り組むため、県漁協と県で組織する県沿岸漁業復興連絡会議を立ち上げ、幅広く意見交換を行ったほか、水産関係の行政機関や試験研究機関が一体となって現場に赴き漁業者の声を聞くなどきめ細かな対応をしており、復旧事業については着実に進展しているものと認識をしております。今後とも引き続き、現場の声を最大限施策に反映できるように、水産関係機関が一丸となって取り組むとともに、県漁協との連携を強化して、復旧・復興に努めてまいります。

次に、岩手県との検討組織の違いと評価についての御質問にお答えをいたします。

震災による極めて甚大な被害から我が県が早期に復興を果たすためには、復旧にとどまらない抜本的な再構築を目指さなければならず、新しい制度や思い切った手法の導入も施行した復興計画の策定が必要であったことが、

岩手県との検討会議の委員構成等の違いに反映しているものと考えています。現在この復興計画に基づき、震災からの復興は一步一步進んできており、復興会議の果たした役割を私は評価しております。今後も、震災からの真の復興を果たすため、全力で取り組んでまいります。

次に、岩手県との補助事業の格差についての御質問にお答えをいたします。

漁業者の負担が岩手県は九分の一だと、宮城県はそれよりも負担が高いと、宮城県は劣っているという御指摘でございました。

御指摘のありました共同利用漁船等復旧支援対策事業など水産関連復興事業の補助率でございしますが、議員御指摘のとおり、国が事業費の三分の二を補助するということになっております。つまり三分の二でございしますので、九分の六を国が、そして岩手県の場合は、九分の一を県が、そして九分の一が市町村が、そして九分の一が事業者が、漁民がという形で、十割になっていくわけでございます。一方、宮城県は、三分の二、つまり九分の六を国が助成補助し、宮城県は六分の一、岩手県よりもかさ上げ率を上げて、宮城県は六分の一を補助しております。つまり十八分の三引く十八分の二でございしますので、宮城県の方が岩手県よりも十八分の一補助率が高いということであります。しかし、残念ながら岩手県の方が漁民の皆さんの負担が軽い。これは、市町村の補助率のかさ上げの率が違うということでございます。岩手県は、すべての被災した市町では九分の一のかさ上げをしておりますが、宮城県は、自治を尊重するということから、岩手県と同じように市町村にその義務を課すことはしなかったということであります。その結果、すべての市町でなくて、五つの市町で二十分の一の補助しかまだしてない。それ以外の残りの十の市町ではそういった補助制度を設けていないということ、これが岩手県と宮城県との差となってあらわれているということでございます。それは決していることではないことではなく、やはり漁師さん方の負担を考えますと、岩手県並みにするべきですが、宮城県と岩手県の行政の違いということだけで見ると、宮城県の方が岩手県よりも上回っていると、そう評価をしていたきたいと思いますというふうに思います。

ことし三月末における我が県の水産業の復興状況は、復旧目標数量に対し、漁船は約七三%、養殖施設は約八〇%となっており、また、養殖業の経営体も約八五%が養殖を再開していることなどから、おおむね順調に復興しておりまして、岩手県と比較して特段おくれしているという認識は持っておりません。今後も引き続き、復旧事業の進捗を図り、復興の加速化に努めてまいります。

次に、後継者対策などの水産業振興施策についての御質問にお答えいたします。

厳しい経営環境が続く中、漁業における後継者不足は震災前から課題であり、震災からの復興に当たっては、後継者の育成や漁業者の手取りと雇用を確保するための六次産業化の推進が求められておりました。このことから、水産業復興プランにも位置づけ、震災対応業務と並行して、宮城県漁業士会や漁協青年部などの担い手組織の活動を支援するとともに、水産業普及指導員による経営指導や養殖技術指導などに取り組んでまいりました。その結果、我が県におきましても、漁業者が生産組合などの法人を設立し、六次産業化の取り組みが進められております。県といたしましては、今後とも県漁協などと連携を図りながら、担い手組織の活動支援や新規就労者の確保育成に努めるほか、漁業や養殖業の競争力強化に向け、漁業経営改善支援強化事業や農林漁業者等地域資源活用新事業創出支援事業などにより、六次産業化の取り組みを積極的に支援してまいります。

次に、被災地の対立と力を合わせた復興の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

水産業復興特区については、県漁業と意見の違いは確かにございましたが、その他の沿岸漁業の復旧・復興については、県漁協と幅広く意見交換を行うなど密接な連携のもと取り組んでまいりました。このことから、復興へ向けた重要な諸課題への対応に影響があったとは考えておりません。今年度は復旧期の最終年度であることから、水産業復興プランに基づき、今後とも県漁協などと密接に連携してスピード感を持って生産基盤や経営基盤の復旧に取り組むとともに、復興期や発展期を見据えた生産物の付加価値向上や販路の拡大などに全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、水産特区の必要性についての御質問にお答えをいたします。

漁業における高齢化や後継者不足は震災前から課題でありましたが、この震災により加速しました。高齢化と後継者不足で力キ養殖の自力再開を断念していた桃浦地区の漁民が、今日力キ養殖を再開できた大きな理由は、仙台北産の参画による法人の設立で新しいビジネスモデルをつくっていくことへの期待からであります。養殖は生産開始から回収までの期間が複数年にわたり、天候等の条件にも豊凶が左右されます。他方、法人としては相当地な初期投資を行い、支援企業は、それらも含めた複数年にわたる資金支援も行うこととなり、これを解消するには数年間が必要となります。桃浦合同会社が収益性の高い新たなビジネスモデルをつくっていくためには、特区の適用によりみずから漁業権を取得し、安定的な生産基盤を確保した上で、生産から加工・流通・販売における六次産業化に取り組んでいくことが必要であり、そのため、法人への漁業権の免許は必要であると考えております。

次に、県単独補助事業など、利益供与に関する御質問にお答えをいたします。

国の支援対象とならない漁業者グループ等の施設整備については、平成二十三年度から県単独の養殖用資機材等緊急整備事業を、また昨年度に養殖業再生事業を創設し、支援してまいりました。これらは生産の再開に向けた設備等への支援を行うものであり、他の漁との公平性を欠くものではありません。実際、昨年度実施されました養殖用資機材等緊急整備事業につきましては四つの法人、二十四の漁業者グループ、また、養殖業再生事業につきましては四つの法人と、複数の事業主体に対して補助金の交付決定をしており、特定企業に対する利益供与との御指摘は当たらないものと考えております。

なお、水産業復興特区は復興特別区域法で認められた制度であり、特区の認定を受けて漁業権を免許することは利益供与には該当しません。

次に、書評についての感想と水産特区を撤回し、沿岸漁業の振興策に取り組むべきではないかとの御質問にお答えいたします。

水産業復興特区は、壊滅的な被害を受けた我が県の養殖業を復興するための選択肢として提案したものであり、書評においてこの点を理解していただけなかったことは、大変残念であります。水産業復興特区は、既に復興特区法の中で漁業法の特例として認められた制度であり、我が県の養殖業を復興するための重要な選択肢であると考えております。一方、我が県水産業が復旧・復興を果たすためには、競争力と魅力ある水産業へ発展することが重要であります。県といたしましては、水産業復興プランに基づき、生産体制の強化のための後継者育成や漁業化の推進、県産水産物の付加価値向上に向けたブランド化や六次産業化の推進、そして震災により失った販路の回復など、我が県の実情を踏まえたさまざまな施策を積極的に展開してまいります。

次に、堤防の計画高を変更しない方針は、地域のことを知事が決めることになるのではないかとの御質問にお答えをいたします。

宮城県沿岸部の海岸堤防の計画高については、国や県等の関係機関から成ります宮城県沿岸地域連絡調整会議における検討調整を経て決定されたものであります。県といたしましては、二度と今回のような被害が繰り返されることのないよう、人命や住民財産の保護等の観点から、調整会議の決定に基づき、海岸堤防の整備を確実に進めていくこととしております。また、海岸堤防の整備は沿岸市町の復興まちづくり計画に大きくかかわることから、関係市町の理解が得られるよう協議を重ねるとともに、計画の方向性が定まった地区から順次説明会な

どを開催し丁寧な説明に努めるなど、地域との合意形成を前提として事業を進めているところであります。県といたしましては、今後とも地域の理解を得ることに最大限の努力を払いながら、海岸管理者としての責務を果たしてまいりたいと思えます。

次に、県管理河川等における森の防潮堤と組み合わせた堤防建設についての御質問にお答えをいたします。沿岸域で整備される河川や海岸堤防、海岸防災林、多重防御施設などについては、自然環境や景観に配慮する観点を取り入れてまいりたいと考えております。御紹介のありました、先日、岩沼市で行われた千年希望の丘プロジェクト・メモリアル樹望式二〇一三に加えて、国が施工しております仙台湾南部海岸の海岸堤防においては、この考え方に基づいて植樹を行う試験施工を実施しております。この試験施工の結果等を踏まえながら、財政状況も勘案し検討してまいりたいと思えます。私からは、以上でございます。

(答弁) 土木部長 (遠藤信哉)

大綱一点、村井知事の政治手法についての御質問のうち、震源域のリスク評価がないままで震災以前のデータを用いたシミュレーション値には疑問があるとのことお尋ねにお答えいたします。

今回、県が実施いたしました津波シミュレーションは、平成二十三年七月に国が策定いたしました、平成二十三年東北地方太平洋沖地震による津波の対策のための津波浸水シミュレーションの手引に基づき行ったものであります。この手引は、我が国の第一線で活躍しておられる津波研究者を委員とする国の海岸における津波対策検討委員会において、学術的、技術的観点から助言を得て策定したものでございます。手引には、津波シミュレーションを実施するに当たっての手法や断層モデルの設定方法等が詳細に記載されておりまして、県では、検討委員会の津波研究者からの技術的な助言もいただきながらシミュレーション結果の取りまとめを行い、最終的には、宮城県沿岸地域連絡調整会議において計画堤防高を決定したものであります。こうしたことから、東北地方太平洋沖地震の震源域の評価が現時点において不明であることをもって、今回のシミュレーション結果の信頼性がないということにはならないものと判断しております。

次に、漁港ごとのシミュレーションと住民との協議により堤防高を決定することについての御質問にお答えいたします。

今回の津波の発生事象を踏まえ、国では、海岸堤防高を決定するための対象津波を数十年から百数十年に一度発生する津波とした上で、湾の形状や山づけ等の自然条件、文献や被災履歴等の過去に発生した津波の実績津波高及びシミュレーションの津波高さから同一の津波外力を設定し得ると判断される一連の海岸線、いわゆる我々ユニットと申しておりますが、ユニットに分割して津波高を算定することとしたものでございます。

今回の大津波を教訓といたしました津波対策につきましましては、最大クラスの津波が発生した場合には海岸堤防を越えることを許容していることも踏まえ、県といたしましては、一連の海岸においては同一の高さにすることで、より安全な防御水準が確保できるものと考えております。県といたしましては、関係住民の皆様にも、堤防計画の内容はもとより、堤防高決定の経緯や手法につきましても十分に御理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

次に、住民の判断に基づいて堤防高を変えるべきとの御質問にお答えいたします。

お話のありました首藤東北大学名誉教授は、住民の判断で海岸堤防の高さを決定する場合には、将来にわたって、地域の住民が堤防高を変えることに對してのリスクを覚悟しなければならぬとおっしゃっております。

県といたしましては、堤防背後で進められております復興まちづくりを初めとする将来の土地利用に対する影響についてもしっかりと検証していく必要があると考えており、住民の判断だけで堤防高を変更することについては、その決定根拠や地域間における安全水準にばらつきが生じることなどの問題があると考えております。このことについては、首藤名誉教授の見解と決して相違しているものではないと考えております。

次に、堤防高を変えるために住民と協議し了解を得るべきとの御質問にお答えいたします。

海岸堤防の計画につきましましては、一部の海岸におきまして堤防の高さに否定的な意見がございます。そのことから、これまでも関係住民の方々に對し、堤防の必要性や高さ設定の考え方につきましまして、繰り返し説明を行ってきたところでございます。堤防の高さにつきましては、堤防背後で行われる市町の復興まちづくりと連携して、堤防の建設位置を陸側に移動することや背後地盤を盛り土するなどにより、地表面からの堤防の高さを相対的に低くするための工夫が考えられますことから、県といたしましては、このような観点につきましても視野に入れながら、引き続き関係住民の方々と話し合いを誠意を持って進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(再質問) 畠山和純

読売新聞に載った書評のことを話したんだけど、そのことについての、ちょっと時計とめて。答弁漏れだ
と思うから。

(答弁) 村井嘉浩知事

答弁したつもりでございます。

もう一度、同じものを読ませていただきましたと思います。書評についての感想と、水産特区を撤回し沿岸漁業の振興策に取り組むべきではないかとの御質問にお答えをいたします。

水産業復興特区は、壊滅的な被害を受けた我が県の養殖業を復興するための選択肢として提案したものであり、書評においてこの点を理解していただけなかったことは、大変残念であります。水産業復興特区は、既に復興特区法の中で漁業法の特例として認められた制度であり、我が県の養殖業を復興するための重要な選択肢であると考えております。一方、我が県水産業が復旧・復興を果たすためには、競争力と魅力ある水産業へ発展することが重要であります。県といたしましては、水産業復興プランに基づき、生産体制の強化のための後継者育成や協業化の推進、県産水産物の付加価値向上に向けたブランド化や六次産業化の推進、そして震災により失った販路の回復など、我が県の実情を踏まえさまざまな施策を積極的に展開してまいります。以上でございます。

(再質問) 畠山和純

答弁いただきました。

認識がこんだけ違うのかなっていうことであります。村井知事は、大阪で生まれて、都市で育って、自衛隊へ入って、たまたま宮城県に来て、それから知事になった。海のこと水産のことも、私は、どれだけ知見があるのかわからない。私はきょう話したのは、漁業権、知事はこれはカキを生産することだけがわりわいだというふうな言い方をしたけれども、我々が主張しているのは、沿岸の区画漁業権は、地域とコミュニティと漁村集落とこの生活と一体感を持って営まれてくるもの、そういうふうな考えております。知事は何の問題も起きないと言ったけれども、カキをとることに対しては問題は起きないかもしれないけれども、全体で、海で暮らすときに共同作業がたくさんあったり、地域コミュニティをするために、みんなの心が繋がっていったりするものが分

断されることが危惧されているということなんですよ。実際にもうそういうふうな心情に皆さんなってしまったということなの。その辺の、海の持つ、海で暮らしてきた生活感覚、そういうものを知事はやっぱりわかってないんだなというのが、私の感想でありますけれども、もし答弁があれば、どうぞ。

(答弁) 村井嘉浩知事

水産業復興特区は、私だけのアイディアでやってるわけではなくて、県の担当職員、これにずっと携わってきた職員と一緒にあって水産業を復興させるためにはどうすればいいかというブレインストーミングしている中に出てきた案だということでございます。何も知らない私が勝手にやっているわけでは決していないということです。

それから、地域コミュニティが壊れる。これは非常にゆゆしき問題でありまして、特区を導入したことによって、やはり地域の皆さんのきずなが崩れていくことはあってはならないというふうに思います。その点についてはまだまだ説明が足りないというおしかりは謙虚に受けとめて、県としても、もう特区になったから後はお任せということではなく、なるべくケアをしていかなければならないというふうに思っております。

しかし、私が言いたいのは、根本的な問題は、もちろんコミュニティも大切なんです。コミュニティの維持だけで、この水産業がまた元氣な浜に戻って、水産業の水揚げが上がっていくのかということでもあります。物すごい勢いで高齢化が進み、そして担い手が不足している。特に桃浦は顕著な地域でございます。こういうところをこれからどんどん輩出してくる可能性があるということなんです。そういうものを救う手法というものも、この機会に何らかの形で仕組みの中に取り入れておく必要があると考えたということでもあります。きずなを大切にして、結局みんなで手をつないで減びてしまったということになってしまふと、結果としてそうなるってしまふと、我々、国民、県民の胃袋の中に栄養価の高いおいしい水産物が入らなくなってしまう。そこに仕掛けを入れたということでございますので、ぜひ御理解をいただきますというふうに思います。

(再質問) 島山和純

いやいや、みんな転んでしまふことが心配で特区を導入するという。時間が無いんで締めますけど、一ターマ異論があるけれども、これまた委員会で話をしますけれども、特区の漁業権がなければとれないカキって、どう

いうカキなんですか。

(答弁) 村井嘉浩知事

カキには別に何の色もついてないということでありませう。

(再質問) 畠山和純

とったり売ったりすることに特区は関係ないですよ、漁業権は。漁業権がなければ安定的な生産ができないということも、これもあり得ないんですよ。それで、私ずっと言ったのは、今、操業の話も言った。もう既にそういう問題が起きてるんですよ。そのことの認識が足りない。

それから、関係行政の職員と一生懸命考えてきて説明してきたということが問題なんですよ。震災で大変な目に遭ってる漁業者の皆さんと漁協の皆さんと関係業者と仕事、事業を組み立てていくのがボトムアップですよ。だから知事の手法は、私はおかしいと、そういうきょうは取り上げ方をしたわけでありませう。これは、いろいろと異論がありますから、知事の執行権は絶大で、この問題は、特区が実現するんだらうと思えますけれども、私はずっと反対をしてまいります。宮城県の水産業の沿岸のあり方というものをまた別の側面から考えていきたいなと思っております。知事の政治手法というものにはかなり疑義があります。これは上から目線ということは間違いなと思えます。

遠藤部長に一点だけ聞きます。手引の中で、いろいろ話があったんですけども、このシミュレーションについては、現時点の知見をもとに緊急的に取りまとめたものであって、最新の科学的知見を取り入れて適宜見直すことが必要であるというのが書いてあるよね。要するに、見直し規定が入ってるの。ということは、現状のデータではこれは心もとないものがありますよと。それで、やはり直近の状況がはっきりしないシミュレーション、そういういたものをやり直さなくちゃいけないということなの。それが、今の高さが絶対的にこれだないんだめだということの私は理由づけになんないと思えますよ。だって、そうでしょう、新しい知見があって、これで見直しを図って、いや、これは適切でないと言った。じゃ、できた堤防をこういうふうにするのはできないじゃないですか。その件についても、ちょっと考え方を示してください。

(答弁) 土木部長(遠藤信哉)

確かに手引の方ではそういうふうに記載しておりますが、今私どもが復旧・復興事業を推進するに当たって、いち早く第一次防潮堤である、防御ラインである防潮堤等を整備するに当たりましては、今現在私どもが所有している最新のデータを駆使することが必要であるというふうに判断したものであります。今、議員が御指摘のように、まだ新しい知見というものがいつ出てくるかということについては、極めて不確実な状態になっております。それを待って、その数値をまた動かすかどうかということについては、なかなか難しい問題があるというふうに考えております。

(再質問) 畠山和純

目の前にビルの三階建てを建てられる住民の皆さんの気持ちをわかってくださいよ。いつになるかわからないって、それをいち早く出して、いち早く研究して、直近の識見で新しいシミュレーションをやって、そのことを検討し直すということが必要だというふうに思います。

以上、時間が来ましたので、これで、私の質問を終わります。